

- 悪質商法の事例 -

事例ファイル 01



アンケートに 答えたら…

キャンパス周辺で「ボランティアについてのアンケートに協力してほしい」と声をかけられた。その後、ボランティア活動など誘われるままに参加し、カルト的団体に入ってしまった。

アドバイス

アンケートなどをきっかけにカルト的団体に勧誘されます。慈善活動、勉強会などに誘われたら、疑いの目を持って「興味ありません」ときっぱり断りましょう!

事例ファイル 02



サークルと 思ったら…

「#春から〇〇大学」と SNS で投稿したら「大学の先輩がアドバイスします」などとサークルに誘われた。親しくなったらセミナーや教義の話があり、カルト的団体であることが判明した。

アドバイス

サークルやゼミを装ってカルト的団体が勧誘されます。入団するとマインドコントロールされ、脱会が難しくなるのでブロックしましょう!

事例ファイル 03



もうけ話を 信じたら…

SNS で「稼ぎ方を教えます」と誘われた。入会金約 30 万円を支払って入会したが、いっこうにもうからない。その後、「知り合いを勧誘して会員を増やせば収入が得られる」と説明された。

アドバイス

勧誘の被害者が加害者となり、連鎖的に被害が発生しています。うまい話はうのみにせず冷静に検討しましょう!

事例ファイル 04



格安の美容コース と思ったら…

「10万円で全身脱毛」の広告を見てクリニックに出向いたら「広告の施術は効果が低い、本来70万円コースを60万円にする」と勧められ契約。クーリングオフを申し出たが応じてもらえない。

アドバイス

「お試し施術」「月額〇〇円」など、気軽さや安さを強調した広告だけで判断せず、契約条件について十分説明を受けて判断しましょう!

アドバイスの まとめ

飛びつきたくなるような話には「裏があるのでは?」と疑うことが大事です。また、周りにだまされていそうな人がいたら、冷静に考えるよう促しましょう。

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」

188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者トラブルに遭わないために。知って安心の最新情報をお届け!

だまされやすさを測る
心理傾向チェックもできる



LINE 公式アカウント
消費者庁 若者ナビ!

LINE
友だち登録は
こちらから!

「#18歳から大人」でも
情報発信しています!



Twitter

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

2023年3月発行